

旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部と
財務省旭川財務事務所との教育・研究等に関する包括連携協定書

旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部（以下「甲」という。）と財務省旭川財務事務所（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の知見や機能等の活用を図りながら連携・協力し、道北地域の地方創生・地域活性化及び人材育成に取り組み、地域経済の発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1） 地方創生・地域活性化に向けた各種取組の立案・実施に関すること
- （2） 地域を担う人材育成と地域経済発展に関すること
- （3） 教育及び学生・教職員との交流に関すること
- （4） その他、連携を図るために甲及び乙が必要と認める事項に関すること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から3年間とする。

- 2 有効期間満了1か月前までに甲及び乙から特段の申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。
- 3 甲及び乙のいずれかが本協定の廃止の必要性を認めた場合には、協議の上、6か月の猶予をもって文書で通告することにより、本協定を廃止することができる。

（秘密保持）

第4条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得たときは、この限りではない。

（教育研究実施計画書）

第5条 協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲及び乙が教育研究実施計画書を結び決定するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

（甲） 住所 旭川市永山3条23丁目1番9号
氏名 旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部 学長

三 上 隆 ※正本は自筆

（乙） 住所 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎
氏名 財務省旭川財務事務所 所長

吉 沢 貢 ※正本は自筆